

愛知県文化部活動感染症対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県文化部活動感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、高等学校等の生徒が新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分に行い、安心して文化部活動を行うことができるよう、愛知県高等学校文化連盟が行う感染症予防対策事業にかかる経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 この補助金の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 愛知県文化部活動感染症対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助の対象となる事業計画書（様式第2号）
- (3) その他知事が別に定める書類

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）に変更事業計画書（様式第4号）を添えて知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年

度中（本要綱の施行の日から翌年3月31日まで）とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は次の各号に掲げるものとする。

- （1）愛知県文化庁活動感染症対策事業費補助金実績報告書（様式第5号）
- （2）補助の対象となる事業報告書（様式第6号）
- （3）支出を証する書類の写し
- （4）その他知事が別に定める書類

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、当該事業の完了後に交付する。但し、知事が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を概算払、又は前金払により交付することがある。

（決定の取消し）

第11条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- （2）補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

（財産の管理）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了したのちにおいても善良な管理者の注意をもって使用し、その効率的運営を図らなければならない

い。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間は又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表

区分	対象経費	補助率
1 予防対策用品	<p>新型コロナウイルス感染症予防対策のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門部が県大会等（※）の運営にあたり使用する感染予防対策用品の購入費 ・各専門部が文化部活動の練習用として高等学校等に配付する感染予防対策用品の購入費等 	1 専門部あたり 50 万円を上限とする定額
2 会場使用料	各専門部が開催する県大会等（※）における、3つの密（密閉・密集・密接）を避けるために必要な会場使用料	

※県大会、支部大会（展）、講習会、研修会、選手権大会、新人大会、発表会など
文化部活動の競技、発表を行うもの